(平成18年2月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜基地と市民との相互理解を図り、周辺住民との融和及び協調を推進するため、岐阜県防衛協会各務原支部活動事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、岐阜県防衛協会各務原支部とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、補助事業者が行う次の事業とする。
  - (1) 岐阜基地が主催する航空祭、盆踊り等の住民との融和事業への協賛事業
  - (2) 岐阜基地と市民との相互理解を図るための交流事業
  - (3) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内で市長が定める額とする。ただし、10万円を限度とする。

(補助金の経理等)

第5条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和3年3月24日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。